

この度は、「第 92 回 薬剤師国家試験 過去問題集」をご購入いただき、誠に有難うございます。

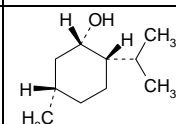
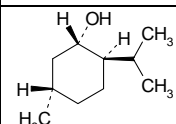
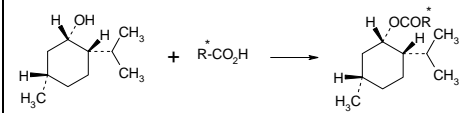
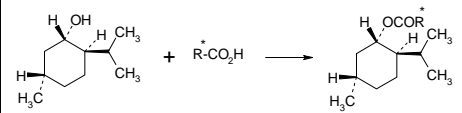
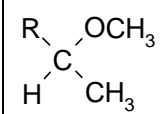
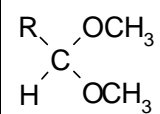
本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 第 92 回 薬剤師国家試験 過去問題集 補足及び訂正一覧表

- ・「拮抗薬」とあるのは「遮断薬」にすべて改められました
- ・「エピネフリン」とあるのは「アドレナリン」にすべて改められました
- ・「ノルエピネフリン」とあるのは「ノルアドレナリン」にすべて改められました
- ・「高脂血症」とあるのは「脂質異常症」にすべて改められました
- ・「政府管掌健康保険」が廃止され、「全国健康保険協会管掌健康保険」が施行されました
- ・「地方社会保険事務局長」とあるのは「地方厚生局長等」に改められました
- ・「老人保健法」が廃止され、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されました
- ・医薬品販売業は下記のように変更されました
 

卸以外の一般販売業	薬種商	特例販売業	店舗販売業
卸売一般販売業			卸売販売業
配置販売業			配置販売業（名称変更なし）

	訂正前	訂正後
P.11 問題 5 解説 c	 <p>αメントール</p>	 <p>αメントール</p>
P.11 問題 5 解説 d		
P.19 問題 9 解説 a		
P.49 問題 24 解説 a 上から 2 行目	横軸に励起波長	横軸に <u>蛍光波長</u>
P.59 問題 29 解説 c 上から 1 行目	アスコルビン酸が、2mol のヨウ素により酸化されて $\xrightarrow{2I_2}$	アスコルビン酸が <u>1mol</u> のヨウ素により酸化されて $\xrightarrow{I_2}$
P.81 問題 40 check 表 名称の欄	PAF (血小板活性化因子, 1-アルキル-2-アセチルグリセロール-3-リン酸)	PAF (血小板活性化因子, 1-アルキル-2-アセチルグリセロ-3-ホスホコリン)

<p>P.87 問題 43 check</p>	<p>[電子伝達系・酸化リン酸化の図]</p>	 <p><b>複合体Ⅰ (NADH 酸化還元酵素を含む)</b> NADH からの電子は、複合体Ⅰ (フラビンモノ核 (FMN) など) を通り、ユビキノンへ伝達される。その際、プロトンがマトリックスから膜間へ移動 (複合体Ⅰはプロトンポンプとして働く)。</p> <p><b>複合体Ⅱ (コハク酸デヒドロゲナーゼを含む)</b> コハク酸からの電子は、複合体Ⅱ (フラビンモノ核 (FMN) など) を通り、ユビキノンへ伝達される。プロトンの移動は伴わない。</p> <p><b>複合体Ⅲ (シトクロム bc<sub>1</sub> を含む)</b> ユビキノンは電子を複合体Ⅲに渡し、複合体Ⅲはその電子をシトクロム c に伝達する。その際、プロトンがマトリックスから膜間へ移動 (プロトンポンプとして働く)。</p> <p><b>複合体Ⅳ (シトクロム c オキシダーゼ、シトクロム a、a<sub>3</sub> を含む)</b> シトクロム c からの電子を、酸素に伝達する。その際、プロトンがマトリックスから膜間へ移動 (プロトンポンプとして働く)。</p> <p><b>電子伝達体</b> ユビキノン (CoQ) : 電子を複合体Ⅰから複合体Ⅲへ、あるいは複合体Ⅲから複合体Ⅳへ伝達する シトクロム c : 電子を複合体Ⅲから複合体Ⅳへ伝達する</p> <p><b>ATP シンターゼ複合体 (F<sub>1</sub>F<sub>0</sub> 複合体、ATP 合成にかかわる酵素複合体)</b> F<sub>1</sub> : プロトンに特異的なチャネル (R) F<sub>0</sub> : ATP を合成する部分 (酵素)</p>
<p>P.89 問題 44 解説 b 上から 3 行目</p>	<p>筋終板の受容体への結合が行われる。</p>	<p>骨格筋終板の N<sub>M</sub> 受容体へ結合する。</p>
<p>P.89 問題 44 解説 c 上から 1 行目</p>	<p>交感神経節のニコチン受容体に</p>	<p>交感神経節の N<sub>N</sub> 受容体に</p>
<p>P.97 問題 48 解説 b 上から 1 行目</p>	<p>運動神経終末から</p>	<p>平滑筋に関する記述である。骨格筋収縮に関しては、運動神経終末から</p>
<p>P.108 問題 55 check 上から 6 行目</p>	<p>細胞増殖因子型：インスリン受容体</p>	<p>細胞増殖因子型：インスリン受容体、<u>上皮増殖因子 (EGF) 受容体</u></p>
<p>P.110 問題 56 解説 b 下から 1 行目</p>	<p>2 個のジスルフィド結合</p>	<p>2 つのジスルフィド結合</p>
<p>P.147 問題 79 解説 a 上から 3 行目</p>	<p>インフルエンザ (H5N1) は平成 18 年 6 月 2 日に指定感染症に指定され、四類感染症の規定に加え、二類感染症に準じた必要な規定を準用することとなった。</p>	<p>そのなかで、鳥インフルエンザ (H5N1) は平成 20 年 5 月 2 日の法改正に伴い、二類感染症に追加された。</p>
<p>P.187 問題 99 解説 b 上から 1 行目</p>	<p>平成 16 年における産業廃棄物の総排出量 (約 4 億 1700 万 t) は、一般廃棄物 (約 5100 万 t) の約 8 倍であり、</p>	<p>平成 17 年における産業廃棄物の総排出量 (約 4 億 2200 万 t) は、一般廃棄物 (約 5300 万 t) の約 8 倍であり、</p>
<p>P.198 問題 107 解説 3 上から 1 行目</p>	<p>一日平均取扱処方せん数によって定められるが、これが 40 枚以下であれば、1 人でよい。(薬局及び一般販売業の員数を定める省令第 1 条)</p>	<p>一日平均取扱処方せん数などによって定められるが、これが 40 枚以下であれば、1 人でよい。(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号)</p>

P.220 問題 119 解説 e		平成 20 年度より,処方せん様式は「後発医薬品変更可」欄から「後発医薬品変更不可」欄に変わった。「後発医薬品変更不可」欄に記載がなく,患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合には,後発医薬品調剤加算を算定することができる。
P.220 問題 119 check 上から 2 行目	一包化加算:服用時点の異なる 2 種類以上の内服用固形剤を服用時点ごと一包化薬として調剤した場合算定できる。一包化加算の算定には,医師の了解が必要である。	一包化薬:服用時点の異なる 2 種類以上の内服用固形剤又は服用時点が同一である 3 種類以上の内服用固形剤を服用時点ごと一包化薬として調剤した場合算定できる。一包化の算定には,医師の了解が必要である。
P.222 問題 120 解説 a		平成 20 年 4 月より導入された後期高齢者医療制度にあわせて,「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された。 これにより, a は老人保健法では正の記述だったが,平成 20 年度より施行された高齢者の医療の確保に関する法律では誤りの記述である。後期高齢者医療広域連合は,健康教育,健康相談,健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない(高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条)が,健康手帳の交付は健康増進法で規定されるようになった。(健康増進法第 9 条)
P.222 問題 120 解説 b		平成 20 年度より施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき行われる高齢者医療の費用も,すべてが国の負担ではない。
P.246 問題 133 check 上から 1 行目	末梢の静脈系から右心房への静脈血の流入を示し,	末梢の静脈系から右心房への静脈血の流入量を示し,

P.292 問題 158 解説 c 上から 1 行目	アミノグリコシド系抗生物質では治療域を超えると、副作用発現の危険性が高くなる。最高血中濃度と最低血中濃度の比で副作用の危険性は判断できない。	アミノグリコシド系抗菌薬 (AGs) は、トラフとピークの比を 8~10 以上にすることが望ましいといわれている。それは、AGs の抗菌効果は濃度依存性であること、また臓器が長期間 AGs に曝されていると腎障害や第 8 脳神経障害 (聴覚障害) を起こしやすくなるためである。
P.314 問題 171 解説 b 上から 1 行目	準 (擬) 塑性 (ビンガム) 流動	塑性 (ビンガム) 流動
P.415 問題 224 解答	2	解なし
P.415 問題 224 解説 d	誤 麻薬であるモルヒネ硫酸徐放錠には投与日数に制限があり、14 日を制限とされる。	正 2008 年 4 月より、投与期間に上限が設けられている医薬品に変更があり、モルヒネ硫酸塩徐放錠の投与日数制限は 14 日から 30 日へと変更された。したがって、現在、本問は解なしとなる。

<p>P.416 問題 224 check</p>	<p>[投与日数の制限のある医薬品の表]</p>	<p>A 麻薬及び向精神薬</p> <p>(1) 投与日数 14 日分を限度とされる内服薬及び外用薬ならびに注射薬</p> <table border="1" data-bbox="954 210 1394 353"> <tr> <td>麻薬</td> <td>アヘンチンキ, コデインリン酸塩</td> </tr> <tr> <td>向精神薬</td> <td>アモバルピタール, ペンタゾシン, ペントバルピタール, プブレノルフィン, マジンドール, ジアゼパム, フェノバルピタール</td> </tr> </table> <p>(2) 投与日数 30 日分を限度とされる内服薬及び注射薬</p> <table border="1" data-bbox="954 488 1369 958"> <tr> <td>麻薬</td> <td>硫酸モルヒネ, モルヒネ塩酸塩水和物, オキシコドン塩酸塩(水和物), モルヒネ塩酸塩, フェンタニル, モルヒネ塩酸塩を含有する注射</td> </tr> <tr> <td>向精神薬</td> <td>メチルフェニデート, フルニトラゼパム, プブレノルフィン, ロルメタゼパム, クアゼパム, トリアゾラム, ソルピデム, エスタゾラム, プロチゾラム, フルラゼパム, フルジアゼパム, アルブラゾラム, クロルジアゼボキシド, クロキサゾラム, オキサゾラム, クロルプロマジン・プロメタジン配合剤, ロフラゼブ酸エチル, クロチアゼパム, プロマゼパム, メタゼパム, ロラゼパム</td> </tr> </table> <p>(3) 投与日 90 日分を限度とする内服薬</p> <table border="1" data-bbox="954 1048 1369 1160"> <tr> <td>向精神薬</td> <td>ジアゼパム, フェニトイン・フェノバルピタール配合剤, フェノバルピタール, ニトラゼパム, クロバザム, クロナゼパム</td> </tr> </table> <p>B 新医薬品であって薬価基準収載から一年を経過していないもの</p>	麻薬	アヘンチンキ, コデインリン酸塩	向精神薬	アモバルピタール, ペンタゾシン, ペントバルピタール, プブレノルフィン, マジンドール, ジアゼパム, フェノバルピタール	麻薬	硫酸モルヒネ, モルヒネ塩酸塩水和物, オキシコドン塩酸塩(水和物), モルヒネ塩酸塩, フェンタニル, モルヒネ塩酸塩を含有する注射	向精神薬	メチルフェニデート, フルニトラゼパム, プブレノルフィン, ロルメタゼパム, クアゼパム, トリアゾラム, ソルピデム, エスタゾラム, プロチゾラム, フルラゼパム, フルジアゼパム, アルブラゾラム, クロルジアゼボキシド, クロキサゾラム, オキサゾラム, クロルプロマジン・プロメタジン配合剤, ロフラゼブ酸エチル, クロチアゼパム, プロマゼパム, メタゼパム, ロラゼパム	向精神薬	ジアゼパム, フェニトイン・フェノバルピタール配合剤, フェノバルピタール, ニトラゼパム, クロバザム, クロナゼパム
麻薬	アヘンチンキ, コデインリン酸塩											
向精神薬	アモバルピタール, ペンタゾシン, ペントバルピタール, プブレノルフィン, マジンドール, ジアゼパム, フェノバルピタール											
麻薬	硫酸モルヒネ, モルヒネ塩酸塩水和物, オキシコドン塩酸塩(水和物), モルヒネ塩酸塩, フェンタニル, モルヒネ塩酸塩を含有する注射											
向精神薬	メチルフェニデート, フルニトラゼパム, プブレノルフィン, ロルメタゼパム, クアゼパム, トリアゾラム, ソルピデム, エスタゾラム, プロチゾラム, フルラゼパム, フルジアゼパム, アルブラゾラム, クロルジアゼボキシド, クロキサゾラム, オキサゾラム, クロルプロマジン・プロメタジン配合剤, ロフラゼブ酸エチル, クロチアゼパム, プロマゼパム, メタゼパム, ロラゼパム											
向精神薬	ジアゼパム, フェニトイン・フェノバルピタール配合剤, フェノバルピタール, ニトラゼパム, クロバザム, クロナゼパム											
<p>P.444 問題 238 解説 d</p>	<p>フルニトラゼパムは、向精神薬に分類される催眠薬であり、14 日投与である。</p>	<p>2008 年 4 月より、投与期間に上限が設けられている医薬品に変更があり、フルニトラゼパムの投与日数制限は 14 日から 30 日へと変更された。</p>										